

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同企画社会推進課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○県営土地改良事業の工事了了	(同)	二
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	二
○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託	(警察本部会計課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(水産業振興課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(警察本部会計課)	四
○昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号(教科用図書採択地区の認定)の一部改正		四
○県指定有形文化財の指定		五
○県指定天然記念物の指定		五
○県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正		五

告 示

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

五

○宮城県告示第四百四十二号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月二十七日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 輪っか
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 平嶋 由美子

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区山田上ノ台町一番十五号

三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者を主とした地域住民すべてを対象とした地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年四月十四日

○宮城県告示第四百四十三号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十二年四月二十七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町二丁目七番二 四号	平成二十二年四月二 十四日	平成二十五年四月二 十三日

○宮城県告示第四百四十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
			村 井 嘉 浩

平成二十二年 六月九日	加美町	旧宮崎町域	午前十一時三十分から 午後三十分まで	加美町宮崎支所
同 六月九日	加美町	旧小野田町域	午後一時から 午後三時まで	小野田コミュニティセン ター
同 六月十日	加美町	旧中新田町域	午後三時三十分から 午後三時まで	中新田公民館
同 六月十一日	加美町	全域	午前十時三十分から 午後三時まで	色麻町農村環境改善セン ター保健室
同 六月十四日	気仙沼市	大島	午後一時三十分から 午後四時まで	大島公民館
同 六月十五日	気仙沼市	唐桑・中井・ 小原・木	午前九時三十分から 午後四時まで	気仙沼市唐桑体育館
同 六月十六日	気仙沼市	新仙沼	午前九時三十分から 午後四時まで	気仙沼市民会館
同 六月十七日	気仙沼市	気仙沼	午前九時三十分から 午後二時まで	気仙沼市民会館
同 六月二十一日	気仙沼市	鹿折	午後一時三十分から 午後四時まで	気仙沼市総合市民福祉セン ター(やすらぎ)
同 六月二十二日	気仙沼市	階上・松岩 面瀬	午前九時三十分から 午後四時まで	松岩公民館
同 六月二十三日	気仙沼市	魚市場周辺	午前九時三十分から 午後四時まで	気仙沼市魚市場
同 六月二十四日	気仙沼市	気仙沼	午前九時三十分から 午後二時まで	気仙沼市民会館
同 七月五日	気仙沼市	大谷	午後一時三十分から 午後四時三十分まで	大谷公民館
同 七月六日	気仙沼市	小泉・津谷	午前九時三十分から 午後四時まで	気仙沼市本吉総合体育館

○宮城県告示第四百四十五号

県管(江合川右岸地区)土地改良事業(かんがい排水事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた

日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月二十七日から平成二十二年五月二十八日まで

三 縦覧場所

涌谷町役場及び美里町役場

○宮城県告示第四百四十六号

県管土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事了了年月日
西田	経営体育成基盤整備事業	平成二十二年三月十日

○宮城県告示第四百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県管土地改良事業尾松第1地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年四月三十日から平成二十二年六月一日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び栗原市栗駒総合支所

○宮城県告示第四百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を平成二十二年三月二十九日次のとおり委託した。

平成二十二年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 契約の相手方

仙台市宮城野区宮城野一丁目十番一号

株式会社 トスネット

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北上川沿岸土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月二十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭 男

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年四月一日	高橋 利一郎	石巻市相野谷字柿木前百八番地	理事
平成二十二年四月一日	佐々木 末雄	石巻市北上町十三浜字菅蒲田四十四番地	理事
平成二十二年四月一日	佐藤 幸一	石巻市中野字新相野田入二百二番地	理事

二 退任した者

平成二十二年四月一日	三篠 正也	石巻市長面字江畑二十七番地	理事
平成二十二年四月一日	神山 惣一郎	石巻市尾崎字宮下百四十七番地	理事
平成二十二年四月一日	佐藤 新一	石巻市北上町長尾字下沢十七番地	理事
平成二十二年四月一日	只野 弘	石巻市釜谷字谷地中七十三番地	理事
平成二十二年四月一日	首藤 仁一郎	石巻市中島字大島山畑十六番地	理事
平成二十二年四月一日	高橋 竹也	石巻市釜谷字天神山十七番地	理事
平成二十二年四月一日	大内 健一	石巻市北上町女川字坂下百十二番地	理事
平成二十二年四月一日	大槻 幹夫	石巻市福地字国土四十四番地六	監事
平成二十二年四月一日	生出 勝昭	石巻市血貝字郷田三番地	監事
平成二十二年四月一日	武田 敏雄	石巻市北上町橋浦字大須百二十六番地	監事

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年三月三十一日	高橋 利一郎	石巻市相野谷字柿木前百八番地	理事
平成二十二年三月三十一日	佐々木 末雄	石巻市北上町十三浜字菅蒲田四十四番地	理事
平成二十二年三月三十一日	佐藤 幸一	石巻市中野字新相野田入二百二番地	理事
平成二十二年三月三十一日	三篠 正也	石巻市長面字江畑二十七番地	理事
平成二十二年三月三十一日	神山 惣一郎	石巻市尾崎字宮下百四十七番地	理事
平成二十二年三月三十一日	佐藤 新一	石巻市北上町長尾字下沢十七番地	理事
平成二十二年三月三十一日	只野 弘	石巻市釜谷字谷地中七十三番地	理事
平成二十二年三月三十一日	首藤 仁一郎	石巻市中島字大島山畑十六番地	理事

公 告

平成二十二年三月三十一日	高橋 竹也	石巻市釜谷字天神山十七番地	理事
平成二十二年三月三十一日	佐々木 明朗	石巻市北上町女川字要害五十六番地	理事
平成二十二年三月三十一日	大槻 幹夫	石巻市福地字国土四十四番地六	監事
平成二十二年三月三十一日	生出 勝昭	石巻市皿貝字郷田三番地	監事
平成二十二年三月三十一日	今野 尚	石巻市北上町橋浦字大須五十八番地	監事

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS二種二号） 百四十キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年四月十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社アミックス 石巻市大門町三丁目三番一七号
- 五 落札金額 千二十九万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年三月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制センター中央装置及び端末機器保守点検業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年三月二十五日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台市青葉区二日町二番十五号 オムロンフィールドエンジニアリング(株)東北支店
- 五 落札金額 五千四百六十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年二月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通信号機制御機等保守点検業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年三月二十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台市青葉区二日町二番十五号 オムロンフィールドエンジニアリング(株)東北支店
- 五 落札金額 三千八百三十二万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年二月十二日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第十一号

昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号（教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行した。

平成二十二年四月二十七日

宮城県教育委員会

教育長 小 林 伸 一

表中

南三陸採択地区

気仙沼市・本吉郡（本吉町・南三陸町）

を

南三陸採択地区

気仙沼市・本吉郡（南三陸町）

に改める。

○宮城県教育委員会告示第十二号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

平成二十二年四月二十七日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
有形文化財 (彫刻)	木造千手観音坐像及 両脇侍立像	三軀	大崎市田尻小松寺寺浦四十三番地	寺浦共有地 組合

○宮城県教育委員会告示第十三号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三十二條第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を県指定天然記念物に指定する。

平成二十二年四月二十七日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

種 別	名 称	員 数	指 定 地	所 在 地	所 有 者
天然記念物 (植物)	月観の松	一本	地際周囲から 十二メートル	東松島市大曲字宮前 一番三、一番四、一 番五、四番一	東松島市
天然記念物 (植物)	称名寺のスタジ	一本	地際周囲から 十二メートル	巨理郡巨理町旭山二 番地一号	称名寺

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十四号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成六年宮選管告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第一号様式その一、別記第二号様式その一、別記第三号様式その一及び別記第四号様式その一中「自動車登録番号」の下に「又は車両番号」を加える。

別記第四号様式その二中「自動車登録番号」の下に「又は車両番号」を、「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第六号様式その一中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その一別紙その二中「自動車登録番号」の下に「又は車両番号」を加える。

附 則

この告示は、平成二十二年四月二十七日から施行する。

○宮選管告示第五十五号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

巨理町荒浜体育館の項の次に次のように加える。

山元町農村基盤交流施設合戦原学舎

巨理郡山元町 瀬字合戦原三〇番地五